十五　第七条中租税特別措置法第十条の四第一項第一号の改正規定、同法第三十一条の二第二項第九号の次に一号を加える改正規定、同項第十号の改正規定（「前号」を「第九号」に改める部分に限る。）、同項第十二号の改正規定（「第六号」を「第七号」に改める部分を除く。）、同項第十五号の改正規定（「第十号まで」を「第九号まで、第十号」に改める部分に限る。）、同項第十六号の改正規定（「第六号」を「第七号」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の十一の二第一項第一号の改正規定、同法第六十二条の三第四項第九号の次に一号を加える改正規定、同項第十号の改正規定（「前号」を「第九号」に改める部分に限る。）、同項第十二号の改正規定（「第六号」を「第七号」に改める部分を除く。）、同項第十五号の改正規定（「第十号まで」を「第九号まで、第十号」に改める部分に限る。）及び同項第十六号の改正規定（「第六号」を「第七号」に改める部分を除く。）

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十六　第七条中租税特別措置法第三十三条第一項第三号の二の改正規定、同法第三十三条の三第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第三十三条の六第一項の改正規定（「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に改める部分に限る。）、同法第六十四条第一項第三号の二の改正規定、同法第六十五条第一項第四号の改正規定及び同条第七項の改正規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十七　第七条中租税特別措置法第三十四条の二第二項第九号の改正規定及び同法第六十五条の四第一項第九号の改正規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

十八　第七条中租税特別措置法第四十一条の十七第一項の改正規定（「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に改める部分に限る。）　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十九　第七条中租税特別措置法第八十条の二の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める部分及び同条ただし書を削る部分を除く。）並びに附則第六十九条第二項及び第三項の規定　金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

（勤労学生の定義等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）第二条第一項（第三十二号（ロに係る部分を除く。）、第三十三号及び第三十四号に係る部分に限る。）の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　令和八年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第百二十五条又は第百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき新所得税法第二十八条の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（給与所得に関する経過措置）

第三条　新所得税法第二十八条の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　令和八年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第百二十五条又は第百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき新所得税法第二十八条の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（譲渡所得に関する経過措置）

第四条　新所得税法第三十三条第三項から第五項までの規定は、附則第一条第十号に定める日の属する年分以後の所得税について適用し、同日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

（雑所得に関する経過措置）

第五条　新所得税法第三十五条第五項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用する。

（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法に関する経過措置）

第六条　新所得税法第四十八条の二第一項の規定は、附則第一条第十号に定める日の属する年分以後の所得税について適用し、同日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

2　附則第一条第十一号に定める日から同条第十号に定める日の前日までの間における新所得税法第四十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「暗号資産につき」とあるのは、「暗号資産（金融商品取引法第二条第四十九項（定義）に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）につき」とする。

（損益通算に関する経過措置）

第七条　新所得税法第六十九条第二項の規定は、附則第一条第十号に定める日の属する年分以後の所得税について適用し、同日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

（ひとり親控除に関する経過措置）

第八条　新所得税法第八十一条の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（基礎控除に関する経過措置）

第九条　新所得税法第八十六条の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　令和八年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第百二十五条又は第百二十七条（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項）につき新所得税法第八十六条の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（確定申告書の添付書類に関する経過措置）

第十条　新所得税法第百二十条第六項及び第七項（これらの規定を所得税法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、令和九年一月一日以後に令和八年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用する。